１．件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理施設、廃棄物管理施設）における定期事業者検査報告（開始時）についての面談

２．日時：令和３年６月８日　１３時３０分～１４時２０分

３．場所：原子力規制庁２階会議室（ＴＶ会議システムを利用）

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部　検査グループ　専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

舘内主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官

日本原燃(株)

再処理事業部　品質保証部

事業者検査課長　他５名

５．要旨

○日本原燃（株）から令和３年度に実施する定期事業者検査（開始時）について、資料に基づいて以下の説明があった。

・令和３年度の再処理施設(使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設)の定期事業者検査は令和３年７月１２日から令和４年３月３１日までの予定で実施する。

・前年度、定期事業者検査対象設備であった「使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン」は新規制基準工事の対象設備としているため定期事業者検査対象から除外した。

・漏えい検知装置（使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系）の警報機能検査については、点検周期の関係で令和３年度点検実施分を検査対象として実施。

・漏えい検知装置(廃樹脂貯蔵系)の警報機能検査については、点検周期に基づき 2024 年度実施予定のため、令和３年度の定期事業者検査対象から除外した。

・上記以外については昨年度からの変更はない。

・廃棄物管理施設の定期事業者検査は令和３年９月１日から令和４年３月３１日までの予定で実施する。

・検査項目について昨年度からの変更はない。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

・廃棄物管理施設の定期事業者検査において「ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋排気筒屋外ダクトの構造健全性検査」にて複数の検査項目を実施するような記載となっているが、本来、検査内容ごとに定期事業者検査要領書を作成し検査すべきであり、再検討を行い、結果を示すこと。

・施設管理実施計画（再処理施設、廃棄物管理施設共）の別表の使用前事業者検査期間の欄の記載内容について、使用前事業者検査と事業者自主検査が混同列記されているので、記載内容を明確に書き分けること。
・点検計画（再処理施設、廃棄物管理施設共）に記載されている機器は、保全重要度が「１」に分類された設備だけに限定しているが、点検計画は、全ての保全対象設備について施設管理計画により管理する必要があると考える。現在は新規制基準による工事中であるため、定期事業者検査は暫定的なものとなっているが、定期事業者検査対象設備についても点検計画に反映すること。
・施設管理実施に関する計画 再処理工場 保全計画において、保全の有効性を評価し、次年度の保全計画に反映することを求めているが、今回の定期事業者検査の報告内容には反映されていない。どのようなタイミングで保全計画に反映し、定期事業者検査への対応も含め検討した結果を示すこと。

〇日本原燃（株）から、本日の指摘を踏まえ、資料を再提出する旨の回答があった。

６．その他
資料１：再処理施設定期事業者検査の報告（開始時）について
資料２：廃棄物管理施設定期事業者検査の報告（開始時）について

以　上